

犯罪被害に遭われた人やそのご家族のために

～ 犯罪被害者支援の必要性について～

問い合わせ先 本庁舎人権推進課 ☎ 0857-20-3143 ☎ 0857-20-3052

私たちの周りでは、殺人・強盗・性犯罪・ストーカーなどの凶悪犯罪事件や、交通事故などが毎日のように発生しています。これらに巻き込まれた被害者や家族は、大切な人の命を突然奪われたり、心や体に深い傷を負って悲しみや不安に襲われるなど、精神的にも経済的にも大きな負担を抱えてしまい、日常生活にも支障をきたしてしまいます。今回は、犯罪被害者やその家族の人権について考え、私たちに何ができるのか考えていきます。

犯罪被害に遭ったこととは

日々、突然に犯罪や交通事故などに巻き込まれる被害者やその家族は後を絶ちません。これは鳥取県内においても例外ではなく、平成26年の刑法犯認知件数は4077件、交通事故発生件数は1168件（内、死者34人）と少なくありません。

犯罪や事故の被害に遭うのは大変つらく悲しいことです。突然のことに心や体に周囲も予想もつかないほどの大きな負担がかかり、仕事や学校に行けなくなるだけでなく、食事や買い物などの日常生活を送ることも困難になってしまふことがあります。また、被害者や家族は、マスコミ関係者による過激な取

材でプライバシーを侵害されたり、近所や職場など周囲の人々の心ない噂や中傷により、さらなる精神的負担や苦痛などの、二次的被害をうけている現状があります。

一人ひとりに寄り添った支援を

犯罪被害者やその家族、遺族の人を早期にサポートするために設置された「公益社団法人とっとり被害者支援センター」に寄せられた平成26年度中の相談件数は138件で、その内訳は刑法犯罪関係33件、交通事故31件が主なものでした。とっとり被害者支援センターでは、被害に遭われた人やその家族が再び平穏な生活を送ることができるようになるまでの間、相談内

容にに応じて心理・医療・法律部門の専門家の紹介をはじめ、途切れることのない支援を行っています。また、同じような被害に遭われた人々との交流のため「自助グループ・なごみの会」の紹介など、一人ひとりに寄り添った支援を行っています。

安心して暮らせる社会のために

平成27年3月に鳥取県がまとめた人権意識調査の中で、犯罪被害者およびその家族の人権に関して特に問題があることは「事件のことで周囲の人に噂話をされたり、被害者側にも落ち度があるように言

われたりする」「精神的なショックにより日常生活に支障が生じる」と半数近くが答えています。被害者やその家族の人が自分自身を否定することなく、安心して自分らしく生きることが、一人ひとりの人権が守られるために、私たちは被害者やその家族の人の痛みや想いを理解しようとするのと、自分のこととして考えていくことが大切です。事件や事故で傷ついた心をより深く傷つけることのない、一人ひとりが大切にされ、安心して生きることができる社会をつくっていきましょう。

とっとり被害者支援センターの支援内容



相談先	電話番号
とっとり被害者支援センター	0857-30-0874
警察総合相談電話	0857-27-9110 または #9110
性犯罪 110 番	0857-22-7110
鳥取交通事故相談所	0857-26-7101
鳥取県弁護士会	0857-22-3912
法テラス鳥取	050-3383-5495

新本庁舎の設計者を募集!

問 本庁舎庁舎整備局 ☎ 0857-20-3012 ☎ 0857-20-3029
✉ choshasei@city.tottori.lg.jp

現在、新本庁舎の設計者を選定する公募型プロポーザルを実施いたします。募集方針は、鳥取市新庁舎建設委員会の議論を踏まえ、次のとおりとしています。

- ① 共同企業体（代表企業とその他構成員）を結成することが条件
- ② 代表企業は、多くの提案の中で競争できるよう、市内を含め広く募集
- ③ その他構成員は、可能な限り地元を発注することを踏まえ、市内企業に限定して募集

※共同企業体：複数の企業が一つの仕事を一括になって行うために作る組織体
引き続き、市民のみなさんへの丁寧な情報提供に努めるとともに、広くご意見をいただきながら、取り組みを進めていきます。

◆設計者選定のスケジュール

設計者の選定は、有識者からなる鳥取市新庁舎建設委員会が行います。選定スケジュール（予定）は次のとおりです。

日にち	代表企業	その他構成員
9月14日(月)	募集開始	
10月1日(木)～8日(木)	第1次審査	—
11月23日(月・祝)	プレゼンテーション・ヒアリング	—
11月23日(月・祝)～27日(金)	第2次審査	審査

※プレゼンテーション・ヒアリングは、市民のみなさんにご覧いただくため、公開を予定しています。時間や場所などの詳細については、とっとり市報 11月号でお知らせする予定です。

◆平成31年の完成をめざして

市民の安全・安心な暮らしを支える拠点となる新本庁舎の建設は、急がれる課題です。有利な財源である合併特例債の活用期限（平成32年3月末）も見据え、速やかに取り組みを進めます。

	H27	H28	H29	H30	H31
設計者選定	約3カ月				
基本設計・実施設計		約20カ月			
施工者選定			約4カ月		
建設工事				約20カ月	

中核市 お知らせ コーナー vol.3

問 本庁舎 中核市推進監 ☎ 0857-20-3125 ☎ 0857-20-3040
✉ chukakushi@city.tottori.lg.jp

県から市へ 移譲される事務

本市が中核市になると、保健衛生や福祉、環境、都市計画、教育などの分野において、県の事務の一部が移譲され、本市で事務を取り扱うようになります。

県から移譲される主な事務

- 【保健衛生行政に関する事務】
 - 薬局の開設許可
 - 飲食店営業等の許可
 - 理・美容所、クリーニング業の開設届出、旅館業、公衆浴場の営業許可 など
- 【福祉行政に関する事務】
 - 精神障がいに関すること
 - 障害者手帳の交付
 - 障がい福祉サービス事業者・介護サービス事業者の許認可・指導・監督 など
 - 養護老人ホームの設置認可・監督
- 【環境行政に関する事務】
 - 産業廃棄物処理施設、収集運搬業等の許可
 - 大気汚染の状況の常時監視
 - 浄化槽の設置等の届け出受理 など
- 【都市計画行政に関する事務】
 - 屋外広告業を営む者に対する指導・助言 など
- 【教育行政に関する事務】
 - 教職員（小・中学校）の初任者研修や10年経験者研修等の法定研修 など
 - 重要文化財の現状変更等の許可、公開の許可

※保健所の業務（上記と一部重複）については、とっとり市報 9月号 P22 を参照

法令上、中核市へ移譲される事務や県条例などに基づき実施している事務、その他の関連事務など約2200事務について移譲を受けらることで、県と市の間で調整がほぼまとまりました。

市民生活に関わりが深い多くのサービスが市民に身近な市役所で行うことで、日常的な相談から専門的な相談まできめ細かなサービスが提供が可能となります。市が一連のサービスを担うことで、手続きがワンストップで行えるようになります。これまで、県庁や県の出先機関まで行っていた手間の省け、事務処理もスピードアップします。